

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="164 405 304 434"><u>第26条</u> 削除</p> <p data-bbox="427 1025 533 1055">付 則</p> <p data-bbox="189 1075 756 1104">この改正規定は、平成29年8月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="825 356 1385 385"><u>(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)</u></p> <p data-bbox="815 405 1436 958"><u>第26条</u> 取引参加者は、他の取引参加者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る有価証券の売買等の委託を受けることができない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は国債証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券若しくは外国投資証券の売買の委託を受ける場合は、この限りではない。</p>